

公立大学法人滋賀県立大学留学規程

平成 24 年 4 月 1 日

公立大学法人滋賀県立大学規程第 151 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学（以下「本学」という）学則第 51 条に規定され、本学大学院学則第 27 条で準用する留学の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 留学とは、留学査証またはそれに相当するものを取得した上で、次の各号に定める外国の大学および短期大学、大学院生については、外国の大学の大学院またはこれに相当する教育機関（以下「大学等」という）において修学する場合とする。

- (1) 本学と学生相互派遣協定または派遣留学協定を締結している大学等（以下「提携大学」という。）
- (2) 提携大学への留学と同等以上の効果が期待できると学長が認定した大学等（以下「認定大学」という。）

2 留学の区分は、前項第 1 号に定める学生相互派遣協定締結校への留学を交換留学、派遣留学協定締結校への留学を派遣留学とし、同項第 2 号に定める認定大学への留学を認定留学とする。

(願出)

第 3 条 留学の許可を受けようとする者は、所定の申請期限までに別に定める留学願、留学計画書その他必要な書類を学長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定に基づいて留学に出願する者は、留学期間中、本学の学部または大学院に在学していなければならない。
- 3 留学を終えた者は、帰国後 1 月以内に、別に定める留学報告書を学長に提出しなければならない。

(留学の審査および許可)

第 4 条 留学の審査は、学生の所属する学科または大学院にあつては専攻が書類により行い、学部教授会、大学院にあつては研究科会議の議を経て、学長が許可を行う。

(期間)

第 5 条 留学の期間は、原則として 3 ヶ月以上 1 年以内とする。ただし、特別な理由がある場合は、学長は、当該学生の申請により期間延長を許可することができる。

- 2 留学先大学等の修学期間の始期から終期までを本学の留学期間とする。

(単位の認定)

第6条 留学先大学等で取得した単位の認定を受けようとする学生は、帰国後、単位認定申出書、成績証明書その他必要な書類を事務局に提出しなければならない。

- 2 単位の認定は、学部にあつては教授会の、大学院にあつては研究科会議の議を経て、学長が行う。

(留学中の授業料)

第7条 提携大学に留学する場合、留学先大学等における授業料等は協定の定めるところによる。

- 2 本学の授業料については別に定める。
- 3 認定大学の授業料、その他経費については学生個人の負担とする。

(留学許可の取消)

第8条 留学を許可した者について、第2条に該当する留学生として不相当であると認められる事情が生じた場合は、学部教授会、大学院にあつては研究科会議の議を経て学長は留学の許可を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により留学の許可を取り消した場合は、前条第1項および第2項の規定を適用しない。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、留学に関し必要な事項は別途定める。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和5年5月1日から施行する。